

労働者派遣法に基づく情報公開

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は毎事業終了後、派遣先から受け取る 派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

- 派遣労働者の数（1 日平均）
- 派遣の役務の提供を受けた者の数
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額})}$$

小数点以下 2 位は四捨五入

- 派遣料金の平均額(8 時間あたりの派遣料金の平均の額)
- 派遣労働者賃金の平均額(8 時間あたりの賃金額)

☆ 教育訓練に関する事項から

*提供する情報は、弊社が労働局に提出している事業報告書の対象期間と同一としたデータを元としています。

お問い合わせ先

株式会社 JP サポート

電 話:055-268-6011 ホームページ内:お問い合わせフォーム

情報の提供につきましては、原則としてご郵送での対応とさせていただきます。

お問い合わせの際は、お名前(法人様の場合は社名)、ご住所、ご連絡先を併せてお伺いをさせていただきます。

予めご了承ください。

☆ 教育訓練・キャリア形成支援に関する事項 【入職時～1年目例】

	訓練内容	時間	対象者	訓練方法 賃金支給	実施主体	訓練費負担
教育訓練に関する事項	新規就労者教育 (入職時)	0.5H	新規就労者	OFF-JT 有給	派遣元	無償
	基礎能力教育	2.5H	就労中の派遣労働者	OFF-JT 有給	派遣元	無償
	作業管理・遂行教育	5H	就労中の派遣労働者	OFF-JT 有給	派遣元	無償

・派遣就業開始前及び就業期間中、ビジネスマナー・お仕事の基礎能力教育等に関するスキルアップ研修を受講して頂きます。

・スキルアップ研修の受講は、無償・有給にて年間概ね 8 時間以上を受講して頂きます。

・2 年目以降もスキルアップに必要な教育訓練をご用意しております。

* 訓練内容等に関するお問い合わせもお気軽にご連絡下さい。

キャリアコンサルティング相談窓口（本社） 055-268-6011